

江津市教育委員会教育長交際費の支出及び公表に関する要綱

平成 29 年 6 月 1 日

教委告示第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、教育長交際費（以下「交際費」という。）の支出及び公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出区分)

第 2 条 交際費の支出区分は、支出の内容により、次のとおり分類する。

- (1) 弔慰 教育行政関係者及びその親族に対する香料等に係る支出
- (2) 慶事 教育行政運営に関係する個人及び団体の慶事に係る支出
- (3) 見舞 教育行政関係者等の傷病、災害等の見舞に係る支出
- (4) 会費 会費を必要とする会議、研修会、会合等への参加に係る支出
- (5) 贈答 教育行政運営上必要な相手への土産等に係る支出
- (6) その他 前各号に掲げる支出区分以外で、教育行政運営上、教育長が特に必要と認めるものに係る支出

(支出基準)

第 3 条 前条に規定する支出区分に応じた一般的な支出基準は、別表に掲げるとおりとする。ただし、この基準は一般的な支出基準を示したものであり、特段の事情がある場合は、別途協議して決定する。

(公表する内容)

第 4 条 交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。ただし、相手方に特段の配慮が必要と求められる場合は、個人名等を公表しないものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

(公表の時期)

第 5 条 交際費の公表は、年 2 回行うものとし、4 月から 9 月までの支出に係るものは 10 月に、10 月から翌年 3 月までの支出に係るものは翌年 4 月に行うものと

する。

(公表の方法)

第6条 交際費の公表は、教育長交際費支出状況（様式第1号）を市のホームページに掲載することにより行う。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

支出区分	対象者		金額
弔慰	校長	本人	10,000 円
		配偶者、親、子	5,000 円
	教頭	本人	10,000 円
		配偶者、親、子	3,000 円
	上記を除く教職員	本人	10,000 円
	市教育委員	本人	10,000 円
	学校医、学校歯科医、学校薬剤師	本人	10,000 円
	教育事務所所管内市町村教育長	本人	10,000 円
		配偶者、親、子	5,000 円
教育長が特に必要と認める者			5,000 円以内
慶事	教育振興上名誉となる行為、業績へのお祝い		10,000 円以内
	祝賀会、記念式典等へのお祝い		
	総会、懇談会、行事等へのお祝い		
見舞	病気見舞（15 日以上入院の場合）	校長	5,000 円以内
		教頭	3,000 円以内
会費	会費を必要とする会合、研修会等への出席に係る支出		会費相当額
贈答	教育行政運営上必要な相手への土産等		社会通念上、妥当な金額
その他	教育長、教育委員用名刺		社会通念上の範囲内の実費
	教育長が特に必要と認めるものに係る支出		社会通念上、妥当な金額

